

十和田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

(令和 5 年 8 月 1 8 日改定)

平成 2 9 年 8 月 1 7 日

十和田市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）の改正法が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられた。

十和田市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では傾斜地や沢地などが多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作及び畑作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため「地域計画」（農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、十和田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する青森県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する十和田市の農業経営基盤の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・

見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2854 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 5 年 4 月)	12,300ha	18.3ha	0.15%
3 年後の目標 (令和 8 年 4 月)	12,300ha	18.3ha	0.15%
目 標 (令和 14 年 4 月)	12,300ha	18.3ha	0.15%

注 1 : 「管内の農地面積」は、「耕地及び作付面積統計」に基づいた耕地面積を記入している。令和元年度に面積が変更になった。(12,400ha→12,300ha)

注 2 : 「遊休農地面積」の目標は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号)により、前年度に新たに発生した緑区分の遊休農地は、当年度の解消目標として設定することとされていることから、毎年度発生した新規の遊休農地は翌年度速やかに解消することで現状維持することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について



農業委員と推進委員は相互に連携し、担当区域において農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。



利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。



利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について



利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について



利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

◇ 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 5 年 4 月)	12,300ha	7,416ha	60.2 %
3 年後の目標 (令和 8 年 4 月)	12,300ha	8,634ha	70.1 %
目 標 (令和 14 年 4 月)	12,300ha	11,070ha	90.0 %

注 1 : 「管内の農地面積」は、「耕地及び作付面積統計」に基づいた耕地面積を記入している。令和元年度に面積が変更になった。(12,400ha→12,300ha)

注 2 : 十和田市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の目標に基づき、担い手への農地利用集積率は 90 % を目標とする。毎年度 3.3 % ずつの集積率の向上が必要となる。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて



農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構との連携について



農業委員会は、市及び県、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について



管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い



農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法



担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（経営体） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 5 年 4 月）	18 人（23.3ha）	13 法人（41.2ha）
3 年後の目標 （令和 8 年 4 月）	27 人（32.4ha）	19 法人（58.9ha）
目 標 （令和 14 年 4 月）	45 人（54.0ha）	31 法人（96.1ha）

注 1：現状の数値は、平成 29 年度から令和 4 年度までに積み上げた実績を記入している。

注 2：目標の数値は、平成 29 年度から令和 4 年度までの平均から、新規参集者（経営体）は年間 3 人（1.2ha / 人）、新規参入者（法人）は年間 2 法人（3.1ha / 法人）として目標を設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について



市、県、県農業会議、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農希望者への情報提供



新規就農を希望する者に対して、市、県、農協等の担当窓口を紹介するとともに農地の取得・貸借を希望する場合には必要な情報を提供する。

③ 企業参入の推進について



担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を

図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について



農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入れ条件の整備を図るとともに、後見人等としての役割を担うことによりフォローアップを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

◇ 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。